

**岸和田市
団体アンケート・ヒアリング報告書**

平成 28 年 10 月

調査の概要

岸和田市では、「第4次岸和田市障害者計画」策定にあたり、障害者施策に関するニーズや課題を把握するため、当事者団体・関係機関に対するアンケート調査及びヒアリングを実施いたしました。

<アンケート調査>

	内容
調査の対象及びアンケートの配布・回収状況	○市民後見人 : 配布 10 件 / 回収 8 件 ○就労継続支援事業所 : 配布 16 件 / 回収 11 件 ○相談支援事業所 : 配布 3 件 / 回収 3 件 ○支援学校 : 配布 5 件 / 回収 2 件 ○当事者団体等 : 配布 8 件 / 回収 7 件 ○ボランティア団体（障害者支援）: 回収 16 件

【回収団体一覧】

	団体名
就労継続支援事業所	①第三岸和田作業所 ②ヒューマンアグリ ③ひだまり作業所 ④ワークショップきしわだ ⑤オーロラ ⑥ワークセンターわい ⑦社福) いずみ野福祉会（東山自立センター） ⑧カーネーション ⑨障害者支援センター「てんとうむし」 ⑩アーチエンタープライズ ⑪岸和田障害者共同作業所
相談支援事業所	①地域活動支援センターかけはし ②相談センター社協のだ ③相談室きしわだ
支援学校	①大阪府立すながわ高等支援学校 ②大阪府立岸和田支援学校

	団体名
当事者団体等	①岸和田市肢体不自由者父母の会 ②岸和田市視覚障害者協会 ③岸和田障害者・児を守る会 ④岸和田市手をつなぐ育成会 ⑤はづき会 ⑥岸和田障害者・児関係団体連絡協議会 ⑦岸和田市聴覚障害者福祉会
ボランティア・地域活動団体	①岸和田市障害者ボランティアサークル笑大 ②NPO法人まんまる ③NPO法人希望 ④NPO法人ウイズ・ユウ ⑤すべての人の心に花を ⑥生活サポートセンター くじらハウス ⑦岸和田点訳友の会「キツツキ」 ⑧ハンドインハンドきしわだ ⑨点訳サークルK ⑩朗読ボランティアひばり ⑪視覚障害者PCサポートネット「つながり」 ⑫岸和田拡大写本グループ「愛・アイ」 ⑬岸和田市筆記通訳サークル「はばたき」 ⑭岸和田点訳グループ「灯」 ⑮手話サークル やじろべえ ⑯精神保健ボランティア「サン・アーチ」

<ヒアリング実施>

障害者差別解消法に関する団体ヒアリング（10団体）	
実施日	団体名
平成28年1月～2月	①手をつなぐ育成会 ②岸和田市視覚障害者協会 ③難病家族の会・ひまわり会 ④肢体不自由児父母の会 ⑤岸和田聴覚障害者福祉会 ⑥岸和田身体障害者福祉会 ⑦岸和田障害者・児関係団体連絡協議会 ⑧精神障害者家族会 はづき会 ⑨障害者（児）を守る会 ⑩精神障害者団体 青い鳥

団体ヒアリング（18 団体）	
実施日	団体名
平成 28 年 8 月～9 月	<p>【就労継続支援事業所】</p> <p>①就労継続支援 B 型 ひだまり作業所 ②就労継続支援 B 型 作業所ふくわらい ③就労継続支援 B 型 ワークセンターわい ④就労継続支援 B 型 東山自立センター ⑤就労継続支援 B 型 あゆみ作業所 ⑥就労継続支援 B 型 てんとうむし ⑦就労継続支援 B 型 三田作業所 ⑧就労継続支援 B 型 泉夢庵 ⑨就労継続支援 B 型 あかやま(カーネーション) ⑩就労継続支援 B 型 岸和田障害者共同作業所 ⑪就労継続支援 B 型 ワークショップきしわだ ⑫就労継続支援 B 型 アーチェンタープライズ ⑬就労継続支援 B 型 オーロラ ⑭就労継続支援 A 型 ヒューマンアグリ ⑮就労継続支援 A 型、B 型 ウォッシュハウスサンライズ</p> <p>【障害者スポーツ教室】</p> <p>① 障害児者スポーツ教室「元気っ子」 ② 精神障害者等フットサルチーム「スパークルズ」</p> <p>【障害者就業・生活支援センター】</p> <p>①泉州中障害者就業・生活支援センター</p> <p>【相談支援事業所】</p> <p>① かけはし ② 相談室きしわだ</p> <p>【入所施設】</p> <p>① 光生会（予定）</p>

団体・関係機関別 アンケート・ヒアリング調査による主な意見

1. 市民後見人

応募の理由
<ul style="list-style-type: none">・仕事を通じて興味を持った。・認知症により身の回りのことに介助が必要な方の力になりたかった。
苦勞されていることや課題
<ul style="list-style-type: none">・現役で仕事をしているため時間的制約があり、趣味活動の時間を削ったり、被後見人との面会時間が限られてしまう。・被後見人の今後を決める非常に重い責任を担っているなかで、決断に迷うことがある。・一人一人の状況に応じた臨機応変な対応が求められる。
市民後見人をしていてよかったこと
<ul style="list-style-type: none">・被後見人とコミュニケーションが取れたり、感謝されたとき。・関係者と協力して取り組めることにやりがいを感じる。・専門的な知識が勉強出来ること。
地域で支え合いや助け合いの活動を進めるために必要なこと
<ul style="list-style-type: none">・障害のある方々と接することが出来る機会づくり。・状況を正しく理解してもらうための啓蒙活動。・人材の確保のための支援や、情報提供の推進。・わかりやすいサービスの提供。

2. 就労継続支援事業所

連携や情報交換することが多い団体
<ul style="list-style-type: none">・相談支援事業所、社会福祉協議会、就業・生活支援センター、就労移行事業所、ハローワーク、市役所、医療機関、市内のB型事業所、地域活動支援センター 等
今後ますます連携が必要だと思われる機関や団体
<ul style="list-style-type: none">・成年後見に関する機関・団体、一般企業や作業所、ボランティア、上記団体とのますますの連携 等
活動されている上での問題点
<ul style="list-style-type: none">・工賃の良い作業が少なく、利用者の工賃アップが難しい。・給与水準が低いこと等による職員不足。人材も定着しにくいいため、全体の意思統一が図りにくく、十分な支援が行えないように感じる。・日割りでの収入であることや、利用者の体調により作業レベルが変化するため、大きな仕事は引き受けにくいこと等から、経営が安定しない。・高齢期にさしかかる利用者の増加、障害高齢者への専門的な支援。・利用者それぞれの障害の種類・個性に合わせた就職活動の支援。・アルコール依存の特殊の理解不足。支給決定時間では足りない。・物品・利用者増によるスペース不足だが、改築・増築のための資金不足。

利用者の方が抱える課題

- ・ 利用者の両親の高齢化。親亡き後の生活の維持。
- ・ 年金受給中の親と同居している場合の経済的な問題。
- ・ 地域生活できる場（グループホームや入所施設等）の不足。
- ・ 就労先が少ない。
- ・ 金銭的な理由により余暇活動ができない。
- ・ 制度が難しくよく分からない。変更があっても知る機会がない。
- ・ 工賃が上がっても上限がある生活保護の方の意欲向上の継続。
- ・ コミュニケーション能力が乏しく、自分の殻に閉じこもってしまう。
- ・ 体力的に休憩が必要だったり、短時間しか作業できない人もいる。
- ・ 生活習慣病に対して無関心。

地域で支え合いや助け合いの活動を進めるために必要なこと

- ・ 障害についての理解を深めること。（市民講座、学校の授業、自治会等）
- ・ 行政の責任として、障害のある人の暮らしをしっかりと支えること。
- ・ 事業所が休みの日に、利用者が集まって情報交換できる場の創出。
- ・ 地域イベントへの積極的な参加。
- ・ 地域に対する施設の開放。
- ・ ボランティアの育成。

今後特に望まれる福祉施策や福祉サービス

- ・ 入所施設やグループホームの増設など生活の場の確保。
- ・ カウンセリングセンターの設立。
- ・ 今ある制度を使いやすくしてほしい。（場所がない、人がいない、満員等の理由で断られることがあり、使いたい時に使えない）
- ・ 就労のための実習先の充実。
- ・ 企業が障害のある方を雇用するにあたっての緩和策。
- ・ 一般就労後、継続をフォローするための金銭的、人的支援。
- ・ 伴走型支援制度。
- ・ 無年金の方への救済措置。
- ・ 各事業所の作業内容の充実を図るため、質の良い仕事をまとめて引き受けて振り分けるような補助的機関の創出。
- ・ 移動支援、日中一時支援の拡充（実習先への移動、余暇活動の充実）
- ・ 健康診断
- ・ 他の就業支援事業所との交流や、情報交換の場の創出。
- ・ 一般就労への移行に向けた支援の強化。

3. 相談支援事業所

連携や情報交換することが多い団体
<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療機関、訪問看護ステーション、就労支援系事業所、市役所、保健所、障害福祉サービス提供事業所、社会福祉協議会、特定相談支援事業所、介護支援専門員、基幹相談支援センター、CSW、自立相談支援センター 等
今後ますます連携が必要だと思われる機関や団体
<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体、触法障害者等の支援機関、学校、介護系事業所、弁護士、医療機関
活動されている上での問題点
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の外出が多く、運営が圧迫される。 ・職員のスキル向上、職員の質の確保。 ・生活困窮者支援や成年後見等、他制度との連携。 ・相談窓口の周知不足。 ・一般就労後の定着。 ・人材確保、人材育成（相談員の専門性の向上）。
利用者の方が抱える課題
<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性と病気の症状により、地域生活が困難な方がいる。 ・就労に関する社会資源の開発が必要。 ・地域での居場所や相談できる場所が少ない。 ・年齢や雇用等の所得保障の不十分さ、サービスの利用料負担（介護保険料）問題。 ・人材不足により、希望するサービスを受けることができない。 ・必要な人に情報が行き届いていない。
地域で支え合いや助け合いの活動を進めるために必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ・障害についての理解を深めるための、義務教育の一環や研修会、地域における課題共有の場の創出等による周知・啓発活動の実施。 ・防災訓練の開催。
今後特に望まれる福祉施策や福祉サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外で作業が出来る就業継続支援事業所。 ・必要とするときに利用できるグループホームの整備。 ・精神障害者も利用できるグループホームの増設。 ・重度の方を受け入れ可能な短期入所、入所施設、グループホームの整備。 ・24時間対応できるような居宅支援事業。 ・交通弱者に対する移送サービスの充実。 ・医療的ケアの必要な人への支援拡充。

4. 支援学校

連携や情報交換することが多い団体
<ul style="list-style-type: none"> ・各ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者就業センター、地域生活相談支援センター、子ども家庭センターなどの児童相談所、各社会福祉協議会、各市保健所、各市町障がい福祉課、生活福祉課、自立支援協議会、各市町商工会、大阪中小企業家同友会

今後ますます連携が必要だと思われる機関や団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会、生活福祉課
活動されている上での問題点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭における様々な問題（ネグレクト、生活困窮等）への対応。 ・ キャリア教育の視点を持った指導・支援。 ・ 医療的ケアが必要な生徒が多く、卒業後の進路先の確保が困難。
利用者の方が抱える課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要だと思われる家庭においても、当事者に困り感がない。 ・ 肢体不自由の子ども達が利用できる放課後等デイサービスが少ない。 ・ 使いたい時にサービスが使えない。（満員等の理由により） ・ 車椅子や医療ケアが必要な子どもへの対応が困難。
地域で支え合いや助け合いの活動を進めるために必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のことをよく理解した人材の確保・育成。 ・ 障害者と知り合える場・機会をつくる。
今後特に望まれる福祉施策や福祉サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児に向けた障害福祉サービスの充実。 ・ 車椅子や医療的ケアが必要な生徒を受け入れてくれる福祉施設の増加。 ・ 日中一時支援事業の充実。

5. 当事者団体等

活動されている上での問題点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規入会者の減少。 ・ 役員交代が出来なくなっていることによる、役員の高齢化。担い手の確保。 ・ 定例会開催場所の確保。 ・ 会員間の交流の機会が十分に持てていない。
会員の方が抱える課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成人期の余暇の充実。障害児の放課後の居場所、長期休暇の保障。 ・ 自身と両親の高齢化。親亡き後の生活の維持。 ・ 長期な入院と通院により、精神と共に身体への深刻なダメージの併発（精神障害者）。 ・ 施設からの移動にヘルパーが使えない。 ・ 緊急時への対応（災害時、短期入所の事業所不足）。 ・ 情報不足。 ・ 65歳の問題。介護保険に切り替わったことにより、サービスが後退することもある。 ・ 障害児を放課後預かってくれる場所が少ないため、両親が働くことが出来ず、経済的困難な家庭が多い。（障害児の学童保育は3年生まで） ・ 学校卒業後には、身体を動かす機会がほとんどなくなる。
地域で支え合いや助け合いの活動を進めるために必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーションの機会の創出。顔の見える関係づくり。

<ul style="list-style-type: none"> ・障害についての理解を深めるための、教育の充実。 ・会員の増加による活動の輪の拡大。
<p>今後特に望まれる福祉施策や福祉サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親亡き後も安心して生活できる福祉施策。 ・余暇が豊かなものになるための日中一時支援の拡充。 ・短期入所や移動支援などが緊急時に利用できるシステムづくり。 ・自立・地域移行に向けた当事者の訓練の場として、精神障害者専用グループホームの設置。 ・相談支援事業の拡充。 ・医療的ケアの必要な人への支援の拡充。 ・入浴の支援（ホームヘルプ、施設での入浴支援）。 ・ヘルパーをはじめとする人材不足に対応するための、待遇の改善。 ・市役所や公共施設内で手話ができる人を増やす。 ・手話言語条例の制定。 ・病院の受入体制が整っていない。受診を断られたり、受診するのに家族がためらうことがある。 ・緊急時の連絡先や相談窓口等の周知。 ・公共施設等のバリアフリーの推進。
<p>障害を理由とする差別の解消を推進するための課題や必要なこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関や行政機関でも、まだまだ理解が足りないと感じることもある。 ・地域の方々に、障害に関する理解を深めてもらうための機会や啓発の促進。 ・災害時に避難所に入れない障害児の問題。 ・兄弟や家族も差別を感じることもある。 ・給料が上がらない、昇進しない。 ・医療的ケアが必要な子どもへの対応（通学バスに乗れない、学校での付き添いが必要）。 ・精神障害者の職場定着が困難。 ・特別支援学校が地域に無い。 ・視覚障害者の情報のバリアを改善するため、個々の対応が求められることへの理解や対応。 ・一般就労において、求人が少ない障害のある方に対して、行政からのバックアップの強化。

6. ボランティア・地域活動団体

<p>活動上の問題・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10団体が「役員の高齢化問題」、9団体が「高齢化」、5団体が「人材不足」と回答しています。
<p>団体活動が充実するために望まれる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8団体が「活動場所の支援」、7団体が「人材マッチング」、6団体が「活動のきっかけづくり」と回答しています。

意見・要望

内容

【広報・周知について】

- ・ネガティブでないポジティブな啓発活動の強化。(市内で行うイベントに障害者枠を設ける等)
- ・障害のある方々の目線に合わせた取り組みやボランティア要請があれば、未経験者にも取り組み易い。
- ・「ハートネットTV」など障害者理解に有効な番組もある。年齢も考慮した上で、教育現場でも取り入れてほしい。
- ・岸和田市内の企業・商店等に障害者雇用に対しての理解や認識を深めてほしい。また、就労移行支援事業の事業内容等も周知してほしい。

【現行制度・サービスについて】

- ・福祉予算を減らさず、誰もが安心できる制度をつくってほしい。
- ・今年度廃止された「岸和田市障害者児給付金、難病者児等見舞金支給事業」は何かと障害ゆえにかかる負担（移動支援2人目のヘルパー交通費）など、個別の施策では行き届かないものを補填していただいただけに残念。
- ・障害者が高齢になった時、介護保険制度に変わってサービスが利用できなくなるのはおかしい。併用してとぎれなくサービスが利用できる様にすべき。
- ・自分で困っていることを伝える力がある人ほど、様々な制度を活用・受給していることがあり、本当に必要な人へ少しでもサービスが届きやすいようになってほしい。
- ・精神患者は入院や通院の長期化が避けられない中で、医療費支援制度は精神科通院に限定のため、他科の医療費負担に苦しんでいる。『障害の種別』の違いによる差別の解消をお願いしたい。
- ・人材育成と賃金の問題等検討してほしい。
- ・障害者の就労や障害児の暮らしの実態を正確に把握してほしい。
- ・府立支援学校の通学保障について、バス停までの移動支援や通学バスの小型化、バスの増便等、きめ細やかな支援ができる施策をお願いしたい。
- ・入所された方が帰宅時にガイドヘルパーを利用したい。
- ・障害者権利条約や障害者差別解消法の視点に立って、他の者との平等を具体的に実現する施策が必要。
- ・役所の窓口で、手話ができる方が対応してほしい。

【ハード面の整備について】

- ・障害者用車椅子トイレを増やし、利便性を高めてもらいたい。

【その他】

- ・事業所やボランティア任せではない支援の充実。
- ・新福祉総合センターの運営改善（現サービスの維持）・環境整備。
- ・ボランティア活動への人的支援。
- ・福祉避難所の早期決定。

総括

【権利擁護について】

- 養成講座を修了し研修を積んでいる市民後見人ですが、ケースバイケースの対応が求められる活動において、そのすべての状況に対応することは難しく、また重い責任を担うなかで、気軽に相談できるようなサポート体制やネットワークの構築が求められます。

【地域移行について】

- 入所施設やグループホーム等、地域生活できる場の不足が課題となっており、その整備・充実が求められています。障害者の地域生活への移行が推進されるなか、今後も需要の増加が予想されており、同時に、集団生活者の一人暮らしへの移行等自立に向けた支援の充実も必要とされます。

【就労支援について】

- 就労継続支援事業所の運営においては、職員の確保、工賃の上昇とともに、経営の安定化が課題となっています。良い人材を確保するためには、職員の待遇の改善を求める声も多くあがっています。
- また、障害者を雇用する企業への緩和策や障害に対する理解の促進、一般就労後の定着に対する支援の強化が求められています。

【障害児への支援について】

- 特に、車椅子や医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実が求められています。

【福祉サービスについて】

- 現在のサービスについては、緊急時や使いたい時に使えるようなサービスの充実、余暇活動等の充実に向けた移動支援や日中一時支援事業の拡充が求められています。また、障害児への支援と同様に、医療的ケアの必要な方に向けての支援の拡充を求める声もあがっています。
- 障害種別では、特に精神障害者に対する優遇措置が求められています。
- 当事者にとって、親の高齢化は大きな課題となっています。生活する上での金銭的な問題や、親亡き後の生活の維持は恒久的な課題となっており、誰もが安心して生活できる福祉施策の充実が必要とされます。

【ボランティア・地域活動団体活動について】

- 新福祉総合センターの環境整備とともに、会議室や駐車場利用の無料化継続等、活動拠点の確保に対する支援が求められています。

【広報・周知について】

- 地域での支え合い・助け合いを充実させるために、市民講座や学校の授業等を通じた障害についての理解を深める機会や、コミュニケーションの場の創出が求められています。
- 必要な人へ必要な情報が届くよう、情報発信の強化が求められています。